

平成30年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

平成30年12月 3日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成30年12月 3日

17日間

至 平成30年12月19日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 同意第 3号 教育委員会教育長の任命について

第 6 同意第 4号 教育委員会委員の任命について

第 7 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 8 議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

第 9 議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

第11 議案第77号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について

第12 議案第78号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更について

第13 議案第79号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）

第14 議案第80号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2  
号）

第15 議案第81号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2  
号）

第16 議案第82号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第17 議案第83号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第18 議案第84号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1

号)

第19 議案第85号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)

第20 議案第86号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

- 1番 岩田 恵一 君
- 2番 野口 正利 君
- 3番 坂本 美智代 君
- 4番 東 まさ子 君
- 5番 村山 良夫 君
- 6番 谷山 眞智子 君
- 7番 西山 芳明 君
- 8番 隅山 卓夫 君
- 9番 森田 幸子 君
- 10番 山田 均 君
- 11番 山下 靖夫 君
- 12番 谷口 勝己 君
- 13番 北尾 潤 君
- 14番 梅原 好範 君
- 15番 鈴木 利明 君
- 16番 篠塚 信太郎 君

4 欠席議員(0名)

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者(20名)

- 町 長 太田 昇 君
- 副 町 長 谷 俊明 君
- 参 事 伴田 邦雄 君

参 事	山 田 洋 之 君
総 務 課 長	中 尾 達 也 君
監 理 課 長	野 村 雅 浩 君
企 画 政 策 課 長	木 南 哲 也 君
税 務 課 長	松 山 征 義 君
住 民 課 長	長 澤 誠 君
保 健 福 祉 課 長	大 西 義 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	津 田 知 美 君
医 療 政 策 課 長	中 川 豊 君
商 工 観 光 課 長	山 森 英 二 君
土 木 建 築 課 長	山 内 和 浩 君
上 下 水 道 課 長	十 倉 隆 英 君
会 計 管 理 者	久 木 寿 一 君
瑞 穂 支 所 長	山 内 善 博 君
和 知 支 所 長	榎 川 諭 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	堂 本 光 浩 君

6 欠席執行部（1名）

農 林 振 興 課 長	栗 林 英 治 君
-------------	-----------

7 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	藤 田 正 則
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 本日はご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第4回京丹波町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番議員・野口正利君、3番議員・坂本美智代君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの17日間と決しました。

会期中の予定は、配付しております会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されている案件は、同意第3号ほか15件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

11月27日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

11月9日には福祉厚生常任委員会が開催されました。

11月14日に総務文教常任委員会が開催されました。

また、議会広報常任委員会が開催され、議会だより第59号を発行いただきました。

10月24日と11月9日には、新庁舎建設特別委員会が開催されました。

本日の会議に栗林農林振興課長より欠席届がありましたので報告します。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日、本会議終了後、議会広報常任委員会が開催されます。ご苦労さまですが、よろしく申し上げます。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 《日程第4、行政報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、行政報告を行います。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 本日ここに、平成30年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろ、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、平成30年も残すところわずかとなりました。今年は、豪雨・台風など自然災害が多く発生したところですが、特に7月5日から8日にかけて発生しました豪雨は、和知地区中部から北部にかけて甚大な被害を及ぼしました。災害対応には消防団員と各区の区長さんを初め、民生児童委員の皆さんなど関係する皆さん連携のもと、迅速な住民避難対応や災害対応をいただき、家屋や道路等施設への被害を最小限に食い止めるとともに、人的な被害が発生しなかったことに深く感謝を申し上げます。今後におきましても、関係する皆さんと連携を図り、対応してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

私が町長に就任して、はや1年が経過をいたしました。行政経験のない私がこうして1年を迎えられましたことは、議員を初め、町民の皆様のご理解とご協力のおかげであると感謝するところであります。まちづくりを進める上での課題はたくさんありますが、少しずつ着実に進めてまいりますので、引き続きご支援をよろしくお願いをいたします。

次に、9月20日に本町は関西大学社会安全学部と防災力向上に関する連携協力協定を締結しました。「安全・安心なまちづくり」をテーマとして、町民の防災意識の向上、災害時の対応能力の強化、人材育成などに取り組んでまいります。中でも、本町ケーブルテレビとのコラボによる「火の用心CM」は出演いただいた方が1,000人を超えるなど防火意識の向上に役立っていると考えております。この協定を契機として両者がさらに発展できる関

係を築いてまいります。

次に、この秋に開催しましたイベントであります。10月21日には「京丹波・食の祭典2018」を丹波自然運動公園において開催しました。昨年は天候不順により、やむなく中止としたところですが、今年は、天候にも恵まれ、多くの皆様にお越しいただき大いに盛り上がりを見せたところです。来場者は、約1万2,000人と京丹波の食に対する認知度が非常に高いと感じております。また、これまで同日開催であった須高高校は、今年は11月3日に「須高感謝祭」として実施され、約1,000人の来校者でにぎわったところです。今後におきましても「京丹波の食」で人の交流を図ってまいります。

また、同じく11月3日には、「京都丹波ロードレース」が約3,500人のランナーを丹波自然運動公園に迎え開催しました。京丹波の秋を全身で感じていただきながら気持ちよく走っていただきました。これらのイベントは本町になくてはならないものとして、工夫をしながら継続していきたいと考えております。

次に、11月6日から7日にかけて、本町と友好町関係にあります福島県双葉町を訪問してまいりました。東日本大震災から7年が経過したにもかかわらず、町民の皆さんは生まれ育った町にいまだに帰ることができない状況を、現在のまちの拠点であるいわき市においてお話を伺うとともに、双葉町にも立ち寄り、自分の目で確かめることができました。今も帰還困難区域である双葉町は、震災直後の状態のままであり、当時の災害のすさまじさを感じ取ることができました。町は、ふるさと双葉への帰還と町の再興をゴールとしてまちづくりに取り組まれています。復興までにはまだまだ時間が必要であることから、友好町としてこれからも息の長い支援が必要であると感じております。

次に、11月30日に京都府庁におきまして、道の駅「京丹波 味夢の里」ホテル建設に係る記者発表を行いました。道の駅「京丹波 味夢の里」施設内に民間事業者が宿泊施設を建設し、京丹波町の交流促進と地域活性化を図ることを目的としています。今後、関係機関との調整後、建築工事に着手され、平成32年秋の開業を目指されています。増加傾向にあります訪日観光客等を想定し、新たな観光ルートや観光資源を開発することで、周遊観光の充実などが期待されるところです。

次に、平成31年度の本町の予算編成方針をこのほど策定いたしました。

国では、本年6月に閣議決定された「基本方針2018」において、当初見込を下回る成長率や消費税率引き上げの延長等の影響から、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化達成の目標年度を2020年度から2025年度に先送りすることとしており、加えて平成31年10月に予定されている消費税率引き上げ分の使い道についても、幼児教育の

無償化等の社会保障の充実に充てることとされるなど財政再建の道のりは厳しさを増しています。

このような状況の中で、新年度の予算は、私の実質的な最初の予算編成となります。私のまちづくりの基本理念であります助け合いと活力ある「健康の里づくり」の実現に向けまして、「町行政の公正化」「環境整備」「暮らしの安心・安定」「子育て支援」「産業振興」の5つの柱に重点を置き事業を推進してまいります。中でも、主要事業であります新庁舎建設におきましては、現在、実施設計に着手したところであり、事業費の算定に向け具体的な調整を行ってまいります。また、新庁舎建設を初め、幼保連携型認定こども園の整備など大型事業に取り組むことから、財源の確保とさらなる経費の削減に向けて取り組んでまいります。

本町におきましては、合併の特例措置であった普通交付税の段階的縮減が始まっており、平成31年度には合併算定替と一本算定との差額の70%の減額が行われることから、財政状況は一段と厳しさを増していくこととなります。平成31年度の予算編成に当たっては、各課等に一般財源額を配分し、その範囲内での事業予算を要求することとしたところです。全職員が本町の財政状況をしっかりと認識した上で限られた財源を工夫し、住民サービスを低下させることなく予算編成に取り組んでまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上で行政報告を終わります。

《日程第5、同意第3号 教育委員会教育長の任命について～日程第6、同意第4号 教育委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第5、同意第3号 教育委員会教育長の任命についてから日程第6、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第3号 教育委員会教育長の任命についてであります。現在、教育長としてご活躍いただいております松本和久氏の任期が今月11日に満了となります。松本教育長におかれましては、平成27年12月から本町教育長として教育行政の推進にご尽力いただいております。その間、小中学校の各教室の空調設備等の整備による環境づくりや、児童生徒を

学びの主体者とすることで学力の向上を目指す「学びを育む京丹波町メソッド」の実践など京丹波ならではの教育にご尽力いただいたところです。ここに改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

今回、任期満了に伴いまして、その後任として京丹波町上野にお住まいの樹山・雄氏を任命することについて同意をお願いするものであります。

樹山氏は、昭和55年に公立学校職員に採用後、南丹教育局社会教育主事、南丹教育局総括指導主事、南丹市立八木東小学校長を歴任されるなど、教育行政と教育現場双方にわたり豊かな経験をお持ちであります。人格、識見とも高く、広く社会の実情にも精通され、加えて温厚、誠実な人柄と何事にも積極的に取り組む姿勢は、多くの人々の信頼を得られております。複雑、多岐にわたる教育課題に適切に対応いただけるものと存じており、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第4号 教育委員会委員の任命についてであります。現在、教育委員としてご活躍いただいております竹吉美公氏の任期が今年11日に満了となります。竹吉委員には、平成26年12月から1期4年間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。人格、識見とも高く、広く社会の実情にも精通され、温厚、誠実な人柄から信頼も厚く、今日的な教育課題に適切に対応いただけることから引き続き任命するものです。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、同意第3号 教育委員会教育長の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされております。

今回、松本和久氏の任期満了に伴いまして、新たに樹山・雄氏を任命することにつきまして同意をお願いするものでございます。

なお、教育長の任期は3年となっております。

それでは、議案を朗読させていただきます。補足説明とさせていただきます。

同意第3号 教育委員会教育長の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町上野出知坂38番地3

氏名 樹山・雄 昭和31年2月23日生まれの62歳でございます。

平成30年12月3日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由といたしましては、教育委員会教育長の任期満了に伴い、新たに任命する必要があるためでございます。

なお、樹山氏のご経歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようによろしくお願いをいたします。

続きまして、同意第4号 教育委員会委員の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされております。

なお、任期につきましては4年で、定数は条例で5人となっております。

それでは、議案を朗読させていただきます。補足説明とさせていただきます。

同意第4号 教育委員会委員の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町下山岩ノ上81番地

氏名 竹吉美公 昭和44年7月9日生まれの49歳でございます。

平成30年12月3日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由といたしましては、教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要があるためでございます。

なお、竹吉氏のご経歴につきましては、裏面のとおりでございますので、ご確認いただきたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりです。

これより、同意第3号 教育委員会教育長の任命についての質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですけども、任期が11日という説明もあったんですけども、議会の会期の最中のございまして、その議会との関係もあるわけのございまして、12月議会の会期中の交代ということになっておるんですけども、これについての改善点、議会が終了してからとか、議会前とかいう任期にしたほうがお互い責任ある答弁も含めて、議会の関係も含めて必要ではないかと思うんですけども、そのような改善点というのはないのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 教育長の任命につきましては、議会の議決の同意を必要とするということのございまして、その任期につきましては、一定任命をした日というのが決まっておりますので、それを変更するというにはなりませんので、当初に同意をいただいて任命をさせていただいた期日がこのまま生きていくことになっております。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 前職が参与という形の中でお務めになられたということのございます。参与の定義につきましては、町長が定める町政の施策に参画するということが書かれておりますけれども、どういう仕事をされてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 樹山参与におかれましては、町の囑託職員ということで、参与という名称を付与させていただいております。樹山さんの参与としての業務のございますけれども、1つには、京都府立丹波自然運動公園の活用を通じました地域振興及び観光施策の企画立案に関することのございます。

また、京都府立須知高等学校の振興に関することということで、須知高校のあり方懇話会等につきましても携わっていただいております。

また、京都トレーニングセンターの利活用に係る京都府との調整に関することということで、トレーニングセンターの活用等につきましても、京都府との調整役を担っていただいております。

そのほか、町全体のまちづくり施策全般に関することということで、これまでお仕事のほうをさせていただいております。

以上のございます。

- 議長（篠塚信太郎君） 岩田君。
- 1番（岩田恵一君） そういう重要な施策に参画されておったということでございますけれども、後任の参与を置く考えはないのか、お伺いをいたします。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） 今、総務課長から上げました業務につきましては、教育長としても大きくかかわっていただくところでありまして、トレーニングセンターの関係につきましては、トレーニングセンターができてから数年が経過しますので、本来の丹波自然運動公園協力会の体制の中で取り組みは進めていただきたいというふうに現在は考えておるところでございます。
- 議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。  
討論を省略します。  
これより、同意第3号を採決します。  
この表決は起立により行います。  
同意第3号 教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

- 議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。  
よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。  
次に、同意第4号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。  
討論を省略します。  
これより、同意第4号を採決します。  
同意第4号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

- 議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。  
よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。  
お諮りします。  
ただいまから上程になります日程第7、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第20、議案第86号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第

2号)までの議案については、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

《日程第7、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について～日程第20、議案第86号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)》

○議長(篠塚信太郎君) これより、日程第7、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第20、議案第86号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長(太田 昇君) 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、野間雅彦委員の任期が12月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについてご同意をお願いするものであります。

野間氏は、地元地域の実情に精通され、豊富な知識とご経験をもとに、職務を適切に務めていただいております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例では、人事院勧告に準じ、民間給与との格差を埋めるために給料表及び勤勉手当の支給月数の改正と、給与制度の総合的見直しに伴う経過措置差額の支給延長について改正するものであります。

議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月数を改正するものであります。

議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例では、同じく議会議員の期末手当の支給月数を改正するものであります。

議案第77号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡西部塵埃処理組合が名称変更したことに伴う組合市町村の名称の変更その他規定の整理を行うものであります。

議案第78号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更につきましては、平成3

0年第1回臨時会で議決いただきました委託契約の契約金額に403万3,152円を追加し、8,487万4,392円とすることをお願いするものです。国土交通省近畿地方整備局において、工事金額が確定したことに伴い、契約金額を増額するものです。

次に、議案第79号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）では、補正前の額121億1,951万9,000円に6,884万4,000円を追加し、補正後の額を121億8,836万3,000円とすることをお願いしております。今回の補正予算につきましては、事業の確定、進捗状況等により事業費を見込むとともに、新たな財政需要を勘案しつつ編成したものであります。

主な補正内容であります。まず、増額となります経費のうち総務費では、高齢者運転免許講習の運営に対する支援補助金として214万6,000円、京都府議会議員選挙執行経費として610万3,000円、障害者福祉費では、自立支援医療給付などに1,040万円、特別養護老人ホーム（長老苑）の多床室のプライバシー保護のための改修補助金として3,888万円、「京丹波 味夢の里」敷地内に民間企業が宿泊施設を建設することに伴い、施設整備で交付を受けた国庫補助金の返還に要する経費として4,800万円、台風の影響で雨漏りのあった蒲生野団地の屋根防水工事費等として587万円、学校給食賄材料費の増額分に1,014万9,000円、林道災害復旧経費として5,100万円、また、人件費につきましては、人事院勧告に基づきます給与等を精査し、各費目ごとに計上しております。

また、減額となります主な事業のうち、道路新設改良事業では、事業の進捗状況から見直しを行い1,319万1,000円の減額、認定こども園開設に係る設計業務委託内容の精査により650万円の減額、農地・農業施設補助災害復旧事業の設計額の確定等により1,750万円の減額、河川等補助災害復旧事業費がおおむね確定したことにより1億142万6,000円の減額などとなっております。

歳入におきましては、これらの財源として国、府等の特定財源を見込むとともに、不足する額につきまして、財政調整基金から1億6,485万8,000円を繰り入れております。

議案第80号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額19億4,690万1,000円に3,838万円を追加し、補正後の額を19億8,528万1,000円とすることをお願いしております。一般被保険者等療養給付費及び一般被保険者高額療養費等保険給付費の増加等に伴う補正を行うものであります。

議案第81号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額2億3,494万5,000円から82万6,000円を減額し、補正後の額を2億3,411万9,000円とすることをお願いしております。広域連合保険基盤安定負

担金の減額及びシステム改修負担金の増加に伴う補正を行うものであります。

議案第82号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、事業勘定において補正前の額22億2,130万9,000円から581万6,000円を減額し、補正後の額を22億1,549万3,000円とすることをお願いしております。介護サービス給付費の減額等に伴う補正を行うものであります。

また、老人保健施設サービス勘定におきましては、補正前の額1億5,659万3,000円から410万円を減額し、補正後の額を1億5,249万3,000円とすることをお願いしております。人件費の精査による減額及び診療材料費の増額に伴う補正を行うものであります。

議案第83号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額9億6,620万円から860万円を減額し、補正後の額を9億5,760万円とすることをお願いしております。人件費の精査、農業集落排水処理施設修繕料の増加、公共下水道施設整備に係る業務委託料の減額等による補正を行うものであります。

議案第84号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1億2,717万円に162万2,000円を追加し、補正後の額を1億2,879万2,000円とすることをお願いしております。人件費及び運行経費の精査等に伴う補正を行うものであります。

議案第85号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）では、資本的収入において、地域包括ケア病床の情報管理システム導入に係る補助金の増額補正を行うものであります。

議案第86号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）では、収益的収入において、他会計補助金の増額によるもの。収益的支出において、人件費の精査及び消費税納付金の増額等によるもの。資本的収入においては、災害復旧事業債の増額及び一般会計出資金の減額補正を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は日程順にお願いします。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに町税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっており、地方税法第423条第3項により、当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものです。

委員の任期は3年で、現在、旧町単位に1名ずつ計3名の委員にお世話になっております。今回、本年12月25日に任期満了となります和知地域の野間雅彦氏を再任することにつきまして同意をお願いするものでございます。

それでは、同意第5号を朗読させていただきます、補足説明とさせていただきます。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住所 京都府船井郡京丹波町坂原タハ27番地1

氏名 野間雅彦 昭和32年8月27日生

平成30年12月3日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由といたしましては、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任する必要があるためでございます。

なお、野間氏のご経歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第74号から議案第76号につきまして、補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、町長からの提案理由説明のとおり、本年8月の人事院勧告に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

最初に、今回の人事院勧告の概要につきまして、ご説明させていただきます。

参考資料として給与勧告の骨子をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。これに基づきまして説明をさせていただきます。

初めに、一番上の本年の給与勧告のポイントでございますが、1点目は、月例給、ボーナスともに昨年に続きまして引き上げとなっております。民間給与との格差0.16%を埋めるために、棒給表、本町でいいます給料表であります。この水準を引き上げるもの。あわせて、ボーナスを0.05月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分するこ

ととされております。

その内容でございますが、ローマ数字のⅡの1の民間給与との比較のところを見ていただきますと、記載されておりますように、月例給では、民間給与が655円、0.16%上回っており、また、その下のボーナスでは、民間が4.46月、公務員が4.40月ということで、これも民間が上回っているという状況にあります。

ただし、あくまで人事院が実施しました職種別民間給与実態調査との比較となっております。

したがいまして、この格差を是正するための勧告が今回行われたものでありまして、具体的には、資料の裏面の2の給与改定の内容と考え方のところに記載をされているところでございますが、月例給では、行政職俸給表、本町の給料表ですけれども平均0.2%の引き上げを実施するものでございまして、初任給では、民間との間に差があることを踏まえまして、初任給を1,500円引き上げ、若年層につきましても1,000円程度の改定、その他は400円の引き上げを基本に改定をされております。

その他の給料表では、行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定をされるものでございます。

次に、中ほどのボーナスのところをごらんいただきたいと存じます。

民間の支給割合に見合うように4.40月分から4.45月分に0.05月分の引き上げが行われます。引き上げは勤務実績に応じた給与を推進するために、引き上げ分を勤勉手当に配分することとされております。

これらの実施時期は、月例給の俸給表、給料表につきましては、平成30年4月1日に遡及して実施、また、ボーナスにおきましては、既に6月分が支給されておりますので、12月分で0.05月分増やし、次年度からはこのボーナスの表に記載のとおりとなっております。

給与勧告に係るものにつきましては、以上でございます。

次に、今回、この改正にあわせまして追加をしておりますのが給与制度の総合見直しについてでございます。

この見直しにつきましては、国家公務員給与における諸課題に対応するために平成26年の勧告時におきまして、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務時間に応じた給与配分の見直しを行うこととされまして、平成27年4月から3年間で俸給表なり諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しというのが国のほうで実施をされたところでございます。この際、俸給表の引き下げが実施をされておりますが、総合的見直しを行う3年間

は引き下げ前の棒給表を保障する経過措置というのがとられておりました。今回の給与勧告では、その経過措置が平成30年3月31日をもって廃止されております。

本町におきます給与制度の総合見直しは、ラスパイレス指数や国家公務員において支給されていますさまざまな諸手当を含めた給与総額での格差など十分検討する必要があるとして実施を1年おくらせまして、平成28年4月から2年間で実施をしたところでございます。

経過措置につきましては、引き下げ前の給与額を下回る職員が約2割となるなど改善が見られないことから、経過措置を1年間延長をしておりました。それでもなお引き下げ前の給与額を下回る職員が7%、19名あるということから、さらに1年間延長することを今回の条例改正に盛り込んでおります。

それでは、次に、個々の提出議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、内容としましては、先ほど説明しましたように、人事院勧告に準じた給料表及び勤勉手当の支給月数を改正するものと、先ほど説明をいたしました給与制度の総合的見直しにおける経過措置の1年延長に係る改正について明記をするものでございます。

議案に添付しております新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

まず、第1条関係でございます。

第15条の7第2項で勤勉手当の改正を行っております。一般職、管理職それぞれ支給率のほうは異なっておりますが、期末勤勉手当合計で4.40月から4.45月分に引き上げられるものでございます。今年度は、12月分の勤勉手当を0.05月分引き上げることとしております。

次に、めくっていただきまして第2条関係でございます。

別表第2から別表第5までの給料表をそれぞれ改正するものでございます。引き上げ幅につきましては、平均で0.2%となっております。新旧対照表では、新規採用職員の初任給で1,500円の引き上げ、その他につきましては、400円から1,000円までの間での引き上げとなっております。

次に、第3条関係でございます。

第3条関係につきましては、期末手当と勤勉手当の平成31年度以降の改定を行う部分を記載しておりまして、第15条の4第2項で期末手当を支給する率を6月と12月でそれぞれ1.30月とし、均衡を図るものでございます。

同じく、第15条の7第2項で、勤勉手当を支給する率をそれぞれ0.925月としまして、均衡を図るものでございます。

次に、最終ページの第4条関係でございます。

こちらでは、給与制度の総合的見直しによります経過措置につきまして、その期間をさらに1年延長するものでございます。

以上が議案第74号の補足説明となります。

次に、議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告によります一般職の給料改定に準じまして、期末手当の支給月数を改正するものでありまして、期末手当につきまして新旧対照表の第1条関係でございますが、こちらで12月に支給します期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。

同じく第2条関係におきまして、平成31年度からは6月で0.075月分引き上げ、12月で0.075月分引き下げ、支給の均衡を図るものとしております。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。

次に、議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例では、同じく人事院勧告による一般職の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を改正するものでございまして、内容につきましては、特別職と同様に改正を行うものでございます。

以上が議案第74号から議案第76号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますように、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第77号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

議案2枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

改正の提案理由といたしましては、町長からの提案理由説明のとおり、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡西部塵埃処理組合を名称変更したことに伴う組合市町村の名称変更その他規定の整理を行うための規約の変更を行うこととしておりまして、地方自治法第286条第1項の規定により協議をするために同法第290条の規定により議会の議決をいただくものでございます。

新旧対照表の第18条、資産の管理におきましては、「郵便貯金又は」という部分を削除するものでございまして、平成19年10月1日に郵便貯金法、昭和22年11月30日法律第144号が廃止をされておりました、現在は、郵便貯金の名称が使用されていないということから、今回の規約変更にあわせまして、関係規定を削除するものでございます。

次に、別表、第2条関係でございます。

提案理由の説明にもありましたように、京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡西部塵埃処理組合が平成30年9月13日付で組合名称を木津川市精華町環境施設組合に変更されたことから、別表に規定しております組合名称を改正するものでございます。

以上、議案第77号 京都市町村職員退職手当組合規約の変更につきましての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） ただいま上程となりました、議案第78号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更について、補足説明をさせていただきます。

平成30年3月京丹波町議会定例会で議決をいただきました国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約等に変更が生じたため、議決をお願いするものです。

変更理由といたしましては、町長の提案説明にございましたとおり、議決日に国土交通省と変更委託契約を締結し事業を進めておりましたが、その後の国土交通省工事に変更が生じたため、委託契約の変更をするものです。

工事の主な変更内容につきましては、警察と通行どめ等についての協議をした結果、交通誘導員の配置計画に変更が生じ、交通誘導員の数が大幅に増員したこと。

また、橋梁下部工事において、基礎杭を施工する際に振動を伴うため、影響のあると思われる家屋の調査等が必要になり、事業損失防止施設費を追加するためです。

委託契約の変更につきましては、工事費と事務経費を合わせて変更するもので、議案書を1枚めくっていただき、新旧対照表をご確認ください。

2 委託金額の8,084万1,240円を8,487万4,392円に改め、3 契約の相手方中、池田豊人を黒川純一良に改めるものです。委託工事名、契約の方法、契約履行場所、契約期間につきましては変更はございません。

もう1枚めくっていただき、資料1に工事概要を添付しております。工事概要の右側に当初及び変更数量を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次ページ、資料2に交通誘導員の配置図を添付しております。当初予定しておりました交通誘導員の配置箇所に変更はございませんが、警察協議の結果、橋梁下部工事を片側交互通行による24時間施工として計画しておりましたが、夜間は通行規制を解除するように指導があったため施工日数が延び、交通誘導員が増員となったものです。

最終ページ、資料3に追加となりました共通仮設費の事業損失防止施設費といたしまして、家屋調査をいたしました箇所図を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第78号の補足説明といたします。ご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、議案第79号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明を申し上げます。

先ほどの町長の提案説明にもありましたように、今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に6,884万4,000円を追加し、補正後の額を121億8,836万3,000円とすることをお願いしております。

内容といたしましては、事業の確定、あるいは進捗状況等によりまして事業費を見込むとともに、新たな行政運営に必要な施策等を中心とした編成をさせていただいております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきますので、6ページの第2表の地方債補正のところをごらんいただきたいと存じます。内容につきましては、事項別明細書8ページのほうの町債で確認をいただけたらと思いますが、まず、合併特例債の事業につきましては、1,120万円を増額させていただいております。これは、土木費の道路新設改良事業におきまして、事業の精査等によりまして、1,120万円を増額させていただくものでございます。

次に、過疎対策事業債につきましては、3,510万円を減額しております。これにつきましても、土木費の道路新設改良事業におきまして、事業精査により2,860万円の減額と、教育費の認定こども園整備事業におきまして、業務委託費の事業実績等によりまして、650万円の減額となっております。

次に、7ページの災害復旧事業でございますが、3,840万円を減額させていただいております。7月豪雨、それから台風等によります公共土木施設等災害復旧事業で災害査定のほうが終了しまして、事業費が固まったことから3,380万円の減額、農地・農業施設災害復旧事業におきましても災害査定が終了し、事業費が固まってまいりましたので、1,380万円を減額をしております。

また、林業施設災害復旧事業の財源といたしまして、920万円を新たに計上をしたものでございます。

地方債の合計といたしましては、今回、全体で6,230万円減額をしております。補正後の発行額は13億9,940万円とさせていただいております。このうち交付税の算入でございますけれども、約78%の10億9,000万円余りが交付税算入をいただける地方債となっているところでございます。

次に、補正予算の重立った項目につきまして事項別明細書でご説明をさせていただきます。  
事項別明細書9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳出でございます。

人件費関係につきましては、各費目を通じまして、人事院勧告によります一般職の給料、  
期末勤勉手当額の追加及び各種諸手当の精査を行っているものでございます。

めくっていただきまして、11ページ、2款の総務費、10目、交通対策費、交通対策一  
般事業におきましては、園部自動車学校での高齢者運転免許講習の運営に対しましての支援  
補助金としまして214万6,000円を計上させていただいております。

同じく、11目の地域振興事業費、地域おこし協力隊設置事業では、地域活力活動期間3  
年を経過しました協力隊員のこれからの起業、あるいは事業継承に要します経費としまして、  
国の定めております地域おこし協力隊の推進要綱に基づきまして、100万円を補助金とし  
て計上をしているものでございます。

次に、13ページの4目、京都府議会議員選挙費、京都府議会議員選挙執行事業におきま  
しては、京都府議会議員選挙の投票日を報道等の発表によりまして、4月7日執行というこ  
とで想定をしております、執行経費の平成30年度分としまして、610万3,000円  
を計上しております。

15ページ、3款、民生費、3目の障害者福祉費、障害者自立支援事業におきましては、  
20節、扶助費に給付実績から今後の支出額を見込みまして1,040万円を計上いたして  
おります。

4目、老人福祉費、介護施設等整備事業におきましては、特別養護老人ホーム長老苑にお  
きまして、多床室のプライバシー保護のための間仕切り等の改修を行うこととされておしま  
して、これに対します補助金として3,888万円を計上いたしております。

少し飛びまして、23ページ、7款の商工費、2目の商工振興費、企業誘致対策事業では、  
町内での起業及び新事業創出により地域経済の活性化と新たな雇用機会を創出し、人材の地  
域定着を図ることを目的としまして、補助金を交付するものでございまして、補正内容にお  
きましては、企業立地奨励金としまして、工場の新増設事業者に対しまして、固定資産税相  
当額を3年間補助するものに3事業所分で110万8,000円。また、雇用促進奨励金と  
しまして、町内新規の常用雇用者1人につき15万円ということで、2つの事業所分で1名  
ずつ計30万円の合計で140万8,000円を計上いたしております。

次に、3目、観光費の京丹波味夢の里管理運営事業では、「京丹波 味夢の里」敷地内に  
民間企業が宿泊施設を建設することに伴いまして、施設整備において交付を受けました国庫

補助金、社会資本整備総合交付金を返還をするものでございまして、補助金の充当されております工事費と用地費につきまして、施設面積2,890平方メートルの相当額の部分に国庫補助率の40%を乗じた額であります4,800万円を計上いたしております。道の駅「京丹波 味夢の里」と共存共栄する宿泊施設を整備することによりまして、本町の交流促進、あるいは地域活性化を目指すものでございます。

次に、24ページ、8款、土木費、3目、道路新設改良費では、事業の進捗等から精査を行いまして、事業費を減額させていただくもので1,319万1,000円としております。

25ページ、6項、住宅費、1目、住宅管理費の町営住宅維持管理事業では、台風24号の影響によりまして、雨漏りのありました蒲生野団地におきまして、屋根の防水工事等を実施するものでございまして、これらを含めた修繕費等に587万円を計上いたしております。

9款、消防費、1目、常備消防費の京都中部広域消防組合負担金では、毎年、当初予算におきまして、前年度実績に基づき予算計上をさせていただいてるものでございまして、今回、交付税額の確定に伴いまして必要額を計上するものでございまして、192万9,000円を計上いたしております。

27ページ、10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費の認定こども園開設準備事業では、設計業務委託入札によりまして事業費の内容の精査等によりまして、650万円を減額させていただいておるものでございます。

30ページ、7項の学校給食費、学校給食事業では、賄材料費の実績に基づき、今後不足が見込まれることから、1,014万9,000円を計上いたしております。

31ページの11款、災害復旧費の1項、農林水産施設災害復旧費、農地・農業施設災害復旧事業では、補助災害復旧事業の設計額の確定によりまして減額、それから単独災害復旧事業費を新たに見込むもの及び農林漁業事業補助金、合計で1,750万円の減額とさせていただいております。

次に、2目、林業施設災害復旧事業費、林道災害復旧事業では、補助災害復旧事業査定対象分としまして、8路線の13カ所の増額分4,100万円と、新たに維持管理補助金分としまして、16路線の1,000万円の増額を見込みまして、合計で5,100万円を計上いたしております。

2項の公共土木施設災害復旧費、河川等災害復旧事業では、15節の工事請負費で補助災害復旧事業、河川にしまして84工区、道路で20工区の災害査定が終了したことから、事業費がおおむね確定しましたので、事業費を減額させていただくものでございまして、1億142万6,000円の減額をさせていただくものでございます。

それから、最後に、32ページの12款、公債費、1目、元金では、平成28年度借入資金のうち、共済組合資金分1年据え置きの借り入れ分なんですけども、この資金分が繰越事業となったことから、据え置きの期間がなくなりまして、当年度から元金が発生することとなりましたので、545万3,000円を計上いたしております。

以上が歳出の説明でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書3ページのほうをごらんいただきたいと存じます。

12款の分担金及び負担金、2目、災害復旧費分担金としまして、災害査定を終了により事業費がおおむね固まったことから、農地・農業用施設災害復旧事業分担金としまして、減額で760万円といたしております。

5ページの15款、府支出金、2目、民生費府補助金では、2節、老人福祉費補助金としまして、介護施設等整備事業に係る補助金として、先ほど歳出のほうで説明しました事業でございますが、こちらの事業費と同額の3,888万円を計上いたしております。

6ページの15款、府支出金、8目、災害復旧費府補助金では、農林水産施設災害復旧費府補助金としまして事業費が固まったことから、林道災害復旧費府補助金で3,075万円の増額、農林水産施設災害復旧補助金で4,200万円の減額、合計で1,125万円の減額としております。

16款の財産収入、2項、財産売払収入の1目、不動産売払収入、1節の土地売払収入では、里道等の法定外公共物の売払実績に基づきまして、56万円を計上いたしております。

同じく、2節の立木売払収入におきましては、町有林の主伐、間伐材の売却としまして、350万1,000円を計上しております。

18款、繰入金、2目、財政調整基金繰入金では、精査をしました事業費に充当可能な特定財源を見込みまして不足する額、1億6,485万8,000円を新たに財政調整基金繰入金として計上をいたしております。

次に、8ページからの21款、町債では、合併特例債、過疎対策事業債、農地・農業施設災害復旧債、林業施設災害復旧債、公共土木施設等災害復旧債と、それぞれ歳出のほうで説明いたしました事業の財源ということで充当、あるいは減額等を行っているものでございます。

以上、議案第79号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りますように、よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） これより暫時休憩します。10時30分までとします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第80号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にもありましたように、今回の補正は、補正前の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,838万円を追加し、補正後の額を19億8,528万1,000円とさせていただきます。

それでは、歳入につきまして、順にご説明させていただきます。

事項別明細書3ページをごらんください。

まず、3款、府支出金の保険給付費等交付金、普通交付金につきましては、保険給付に要した費用相当額が京都府から交付されるものであり、3,200万円の増額を見込んでおります。

次に、5款、繰入金でございますが、一般会計繰入金のうち、保険税の軽減分及び支援分の負担見合い分を繰り入れる保険基盤安定繰入金につきましては、平成30年度の繰入金が確定しましたので、保険税軽減分として369万6,000円の増額。保険者支援分として241万5,000円を増額するものでございます。

また、職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費、賦課徴収費等に充当する繰入金でございますが、職員及び嘱託職員の人件費、システム改修負担金の精査によりまして、合わせて9万1,000円の減額。

次の出産育児一時金等繰入金は、1件42万円の3分の2を繰り入れていただくものであり、当初の15件から1件増額を見込み28万円の増額。

また、普通交付税算入分の財政安定化支援事業繰入金につきましては、金額が確定しましたので8万円を増額させていただくものでございます。

続いて、歳出につきましてご説明いたします。

4ページをごらんください。

1款、総務費では、歳入においてもご説明させていただきましたが、一般会計からの繰入金である職員給与等繰入金を財源とするもので、人件費及び嘱託職員等人件費合わせて5万6,000円の減額をお願いするものでございます。

また、中段の賦課徴収費では、システム改修負担金の確定により3万5,000円を減額させていただきます。

2款、保険給付費、1項、療養諸費では、今年度支出をしました3月診療分から8月診療分までの負担額をもとに、今年度末までの必要見込み額を算出したところ、1目の一般被保険者療養給付費につきましては3,000万円の増額、5ページ、2目の退職被保険者等療養給付費につきましては700万円の減額を見込み、それぞれ計上させていただくものでございます。

次に、2項、高額療養費でございますが、これも4月から10月までの支給決定分をもとに年間見込み額を算出したところ、1目の一般被保険者高額療養費につきましては1,000万円の増額、2目の退職被保険者等高額療養費につきましては100万円の減額を見込み、それぞれ計上させていただくものでございます。

次に、最下段、4項、出産育児諸費の出産育児一時金の支出でございますが、当初見込みの15件から1件増を見込み42万円を増額させていただくものでございます。

次に、6ページ、5款、保健事業費、疾病予防につきましては、健康優良世帯への表彰記念品代を19万8,000円減額させていただくものでございます。これは、今年度から規定を一部改正しておりまして、例えば人間ドックなどの健康診査を受診していることなどの表彰基準を満たしている世帯を対象としたものであり、当初は60世帯を見込んでおりましたが、今年度実績といたしまして、34世帯が対象となったことによりまして減額するものでございます。

最後に、6款、基金積立金、財政調整基金積立金につきましては、収支のバランスを図るため、今回、624万9,000円を積み立てるものでございます。

なお、基金残額の状況でございますが、今回の補正も含めまして、予算ベースで3億1,243万5,000円となる見込みでございます。

以上、国保特別会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第81号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

これも先ほどの町長の説明にもありましたとおり、今回の補正は、補正前の予算の総額から歳入歳出それぞれ82万6,000円を減額し、補正後の額を2億3,411万9,000円とさせていただくものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

まず、歳入の4款、繰入金は、一般会計から繰り入れるもので、保険基盤安定繰入金につ

きましては、負担金額が確定したことにより 86 万 9,000 円の減額をさせていただくものでございます。

次に、6 款、諸収入、雑入、広域連合助成金につきましては、歳出の徴収費に充当し財源を振りかえるものであり、4 万 3,000 円の増額を見込んでおります。

次に、4 ページの歳出に移らせていただきます。

まず、1 款、総務費、一般管理費では、システム改修負担金といたしまして 4 万 3,000 円を増額し、また、中段の徴収費では、歳入の広域連合助成金 4 万 3,000 円を郵送料に充当するもので、一般財源との財源振替を行うものでございます。

次に、2 款、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、歳入のところでも申し上げましたが、保険基盤安定負担金 86 万 9,000 円を減額させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 81 号 平成 30 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第 82 号 平成 30 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の事業勘定分につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定において既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 581 万 6,000 円を減額し、補正後の歳入歳出の総額を 22 億 1,549 万 3,000 円とさせていただくものでございます。

それでは、主なものにつきまして、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書 5 ページの歳出をお願いいたします。

1 款、総務費では、システム改修負担金の確定に伴い、2 万 2,000 円を減額させていただくものでございます。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費では、1 目、居宅介護サービス給付費で 3,801 万 6,000 円の増額。2 目、地域密着型介護サービス給付費で 4,058 万 5,000 円の減額。6 目、居宅介護サービス計画給付費で 143 万 4,000 円の増額とさせていただいております。いずれもこれまでの給付実績等から推計して計上しておりますが、居宅介護サービス給付費では、通所介護及び短期入所生活介護においては利用件数の伸びを見込み、通所リハビリテーションでは利用件数の減を見込んでおります。

また、地域密着型介護サービス給付費では、定員 18 名以下の地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護それぞれの利用件数の減が見込まれるため減額としております。

続きまして、2項、介護予防サービス等諸費では、1目、介護予防サービス給付費で、介護予防通所リハビリテーションの利用見込み件数の減などにより498万3,000円の減額。

6ページの2目、地域密着型介護予防サービス給付費では、介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと介護予防認知症対応型通所介護のそれぞれの利用件数の減が見込まれるため240万4,000円の減額。

5目、介護予防サービス計画給付費で87万8,000円の減額としております。

4項、高額介護サービス等費では、1目、高額介護サービス費で562万3,000円の増額。

7ページの5項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス費は、介護保険施設や短期入所を利用される低所得の方の食費、部屋代の負担軽減を図る補足給付で109万6,000円の減額。

6項、高額医療合算介護サービス等費、1目、高額医療合算介護サービス費で94万3,000円の減としております。いずれも年度前半の給付実績等から推計して後半の給付費を算出したものでございます。

続きまして、3款、地域支援事業費、2項、介護予防・生活支援サービス事業費、いわゆる総合事業においては、現行相当サービス委託料を11万2,000円増額。さらに、訪問型サービスA事業において利用件数の増が見込まれるため、訪問型サービス委託料を9万8,000円の増額とし、合わせて本町の被保険者がほかの市町村で総合事業を受けられた場合に、国保連合会を通じて支払いを行います総合事業サービス事業費負担金を21万円減額し、総合事業内で調整をさせていただいております。

続きまして、ページを戻っていただき、3ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、歳出に計上いたしました保険給付費の減額にあわせて、3款、国庫支出金の1項、国庫負担金と2項、国庫補助金のうち、1目、調整交付金、4款、支払基金交付金、5款、府支出金において、それぞれ関連する特定財源の見直しを行っております。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、介護保険事業費補助金13万9,000円につきましては、平成30年度制度改正に伴いますシステム改修に係る補助金として計上をしております。

続きまして、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金では、保険給付費の減額に伴いますルール分として72万4,000円の減額をしております。

続きまして、4ページの4目、その他一般会計繰入金では、先ほど国庫補助金等でご説明

を申し上げましたシステム改修に関します経費の確定及び介護保険事業費補助金の計上に伴いまして、16万1,000円を減額させていただくものでございます。

2項、基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金を114万3,000円減額し、収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで平成30年度末の基金残高は、1億6,779万5,000円を見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、議案第82号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 続きまして、同じく議案第82号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）のうち、老人保健施設サービス勘定の補正予算につきまして補足説明を申し上げます。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ410万円を減額し、補正後の歳入歳出額を1億5,249万3,000円とさせていただくものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきます。

事項別明細書3ページ、歳入をごらんください。

3款、繰入金でございます。歳出において人件費等の精査をするとともに、財源とするこの一般会計繰入金も精査したことにより、354万6,000円を減額させていただくものでございます。

次に、4款、繰越金でございます。前年度繰越金の確定により、55万4,000円を減額させていただくものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明させていただきます。

4ページ、歳出をごらんください。

1款、総務費の一般管理費では、給料、職員手当、共済費、賃金、負担金等人件費の精査を行い、それぞれ減額を行っております。

ほかに、施設のエレベーターなどの修繕料として200万円の増額もいたしておりますが、合計では、440万円の減額とさせていただくものでございます。

最後に、5ページをごらんください。

2款、介護サービス事業費における施設介護サービス事業費でございますが、入所者の介護に必要な消耗品の購入費用として30万円を増額させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第83号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算額9億6,620万円を860万円減額し、補正後の額を9億5,760万円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしましては、人件費及び各事業の精査による需用費や委託費の補正、また、前年度課税期間の消費税納付金及び本年度課税期間の消費税中間納付額の確定による公課費の補正を中心としてお願いするものでございます。

まず、3ページの第2表、地方債の補正についてからですが、資本費平準化債におきまして、補正前の限度額1億4,080万円から270万円増額し、補正後の限度額を1億4,350万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

次に、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入について説明をさせていただきます。

1款、1項、1目、下水道事業費分担金につきましては、実績によりまして農業集落排水事業におけます新規加入分担金として1件分を追加し、86万4,000円増額としております。

5款、1項、1目、繰入金につきましては、歳出予算の精査に伴い、それぞれ農業集落排水事業分を489万4,000円増額。特定環境保全公共下水道事業分を441万5,000円減額。浄化槽市町村整備推進事業分を375万3,000円増額とし、また、下水道基金繰入金につきましては1,639万6,000円の減額とし、合わせて1,216万4,000円を減額としております。

8款、1項、1目、下水道事業債につきましては、資本費平準化債の起債発行可能額算定数値の確定により、農業集落排水分を180万円増額。公共分を90万円増額とし、合わせて270万円を増額としております。

次に、歳出の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

1款、1項、1目、一般管理費においては、人件費について99万3,000円の増額と

しております。

2款、1項、2目、農業集落排水施設管理費においては、需用費の精査により光熱水費の各施設の電気料金を39万3,000円増額。修繕料では、各処理場のポンプ修繕を中心としまして699万7,000円増額。消費税納付金を16万1,000円減額としております。

2款、2項、1目、公共下水道施設整備費においては、測量設計監理業務等委託料につきまして、4処理区の事業計画変更協議図書作成業務の完了及び下山処理区内のグリーンハイツ地区の管渠改善計画の見直しにより、1,939万6,000円の減額としております。

2目の施設管理費においては、光熱水費の電気料金について198万3,000円減額し、修繕料では、上豊田浄化センターの機械設備のオーバーホールなどに必要となる額127万1,000円を増額。消費税納付金は19万5,000円減額としております。

2款、3項、1目、浄化槽市町村整備推進施設管理費においては、修繕料として浄化槽の漏水対応や放流ポンプの取りかえなどに必要となる額365万9,000円を増額。消費税納付金は5,000円の減額としております。

3款、1項、1目、公債費における元金につきましては、資本費平準化債の増額による一般財源から地方債への財源振替を行い、2目、利子につきましては、平成29年度発行債の借りに伴う利子確定により農集排分を16万8,000円減額。公共分を19万5,000円減額としてお願いしております。

以上、議案第83号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） それでは、議案第84号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案理由説明にもありましたように、今回の補正につきましては、補正前の額1億2,717万円に162万2,000円を追加し、補正後の額を1億2,879万2,000円とすることを願います。

最初に、2枚めくっていただきまして、第2表、地方債補正をお願いいたします。

過疎対策事業債におきまして、借入限度額2,310万円から350万円を減額し、補正後の借入限度額を1,960万円とするものです。減額する理由といたしましては、本年度購入の小型バス2台の納車が終わりまして、金額の確定による減額ということでございます。

4枚めくっていただきまして、後ろから2枚目ですが、補正予算の内容について先に歳出

からご説明をさせていただきます。

事項別明細書4ページでございます。

まず、運行事業費の共済費でございますが、臨時雇用の運転手に係るもので、当初予算時に見込んでおりました人数より該当者が増えたことで、職員共済組合負担金、社会保険料について増額をさせていただきます。

続いて、嘱託職員賃金につきましては、時間外勤務手当に係るものでございまして32万9,000円の増額。臨時雇用賃金は、今後の支出等を精査しまして8万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

11節、需用費の燃料費と修繕費でございますが、本年度の上半期の実績から下半期の執行を見込みまして、増額をお願いするものでございます。

18節の備品購入費は、先ほども説明しましたが、バス購入金額が確定しましたので、351万1,000円を減額するものでございます。

1ページ戻っていただきまして、3ページの歳入でございます。

下のほうから説明させていただきますが、6款、町債は、既に説明のとおり減額をさせていただくものです。

4款、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により37万7,000円を追加いたしますが、全般歳出額の増加によりまして不足額が生じますので、これを補うため、3款、他会計繰入金により474万5,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご承認くださいますよう、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（篠塚信太郎君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 議案第85号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

まず、第2条でございますが、病院事業各施設の収益的収入及び支出において、補正は行っておりますが、結果的に補正予定額がゼロ円となりましたので、既定の予定額と補正後の予定額に変更はなく、10億2,440万円とさせていただきます。

第3条の資本的収入におきましては、既定の予定額1億970万4,000円に210万6,000円を増額し、補正後の予定額を1億1,181万円とさせていただきます。このことにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を5,152万円から4,941万4,000円に改めるものでございます。

次に、第4条でございますが、当初予算（第7条）で定めておりました議会の議決を経な

ければ流用することのできない経費のうちから、職員給与費を1,450万6,000円増額し、補正後の予定額を6億6,164万8,000円とさせていただくものでございます。

第5条でございますが、重要な資産の取得として、医師住宅の工事契約が終了いたしましたので、ここで定めさせていただくものでございます。

それでは、明細書により施設ごとの主なものについて補足説明させていただきます。

1 ページ、2 ページ、収益的収入をごらんください。

1 款、京丹波町病院事業収益、2 項、医業外収益、2 目、補助金でございますが、地域包括ケア病床運営に必要なシステムの保守等に交付される府補助金として新たに13万7,000円を計上し、全体調整として、6 目、その他医業外収益のその他雑収入で13万7,000円の減額を図り、合計補正予定額をゼロ円とさせていただくものでございます。

3 ページ、4 ページ、収益的支出をごらんください。

1 款、京丹波町病院事業費用の1 項、医業費用、1 目、給与費では、給料や手当、賃金など人件費を精査し、1,602万6,000円を増額し、2 目、材料費では、薬品費や診療材料を本年度の使用実績から年間見込み金額を推測しまして、950万4,000円の減額。

3 目、経費におきましては、事業の進捗状況から今後の必要経費を推測し、修繕費、雑費ほか、その他の区分を合わせまして640万5,000円の減額とさせていただくものでございます。

5 ページ、6 ページをごらんください。

2 款、和知診療所事業費用でございます。1 項、医業費用、1 目、給与費では、京丹波町病院と同じく給料や手当、賃金など人件費を精査し、132万円を減額。

2 目、材料費では、診療材料と診療用具を購入するため33万円の増額。

3 目、経費におきましては、事業の進捗状況から今後の必要経費を推測し、消耗品、修繕費ほか、その他の区分を合わせまして、99万円の増額とさせていただくものでございます。

下段に移りまして、3 款、和知歯科診療所事業費用をごらんください。

こちらもさきの医師施設と同じく人件費の精査をし、20万円の減額。

2 目、材料費では、舌圧測定機の購入として、医療消耗備品費で20万円の増額をさせていただくものでございます。

最後に、7 ページ、8 ページ、資本的収入をごらんください。

1 款、京丹波町病院資本的収入、3 項、補助金でございますが、地域包括ケア病床運営に必要なシステムの購入に交付される府補助金として、新たに210万6,000円を計上させていただきます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第86号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入において補正予定額を4,030万円増額とし、補正後の予算額を15億200万円とするものでございます。

支出では、補正予定額を710万円減額とし、補正後の予算額を14億5,220万円とするものです。

なお、営業費用中、災害復旧費605万2,000円の財源に充てるため、企業債600万円を借り入れることとしております。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、ページをめくっていただきまして、収入において補正予定額を3,400万円減額とし、補正後の予算額を2億4,775万円とするものです。

支出については、補正がございませんので、7億8,588万円のままとなります。

支出に対して収入が不足する額5億4,413万円につきましては、第3条の前文にありますように、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,189万4,000円。過年度分損益勘定留保資金1億5,645万円及び当年度分損益勘定留保資金3億7,578万6,000円で補填することとしております。

第4条の企業債につきましては、第2条で申し上げましたとおり、水道事業債に加え災害復旧事業債を600万円とし、限度額を1億4,430万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第5条の他会計からの補助金につきましては、第1項の事業運営のため一般会計からの補助金を6億2,868万円に改め、第2項の建設改良費に充てるための出資金を4,610万円に改めることとしております。

次に、補正の主なものについてですが、補正予算に関する説明書9ページをお願いいたします。

収益的収入における1項、2目、受託工事収益では、道路改良工事等に伴う移設補償費として、6カ所で4,283万5,000円を予定しておりましたが、着手時期などの見直しや災害復旧などの新規協議により、10カ所で1,090万円減額としております。

2項、2目、他会計補助金では、平成30年度繰出基準に基づき算定を行い、5,115

万円増額としております。

11ページの収益的支出では、1項、2目、配水及び給水費では、維持補修工事費について突発的に発生した故障対応や7月豪雨などの復旧に費用を要したため、本年度計画しておりました流量計設置工事などに必要となる額876万2,000円を増額とし、3目、受託工事費では、収益で説明しましたとおり、協議等により測量設計監理業務委託料を380万円減額。水道管移設工事費を1,754万円減額とし、4目、総係費では、人件費の補正や委託料として予定しておりました耐震化事業計画策定業務について、水道事業ビジョン策定業務に含んで進めることとしたため、測量設計監理業務委託料を120万円減額としております。

13ページの2項、2目、消費税及び地方消費税では、企業会計初年度から2年間は免税事業者扱いとなる旨の指導により予算計上しておりませんでした。税務署との再度協議を行った結果、新設初年度から消費税を申告納税することとなったため、平成29年度分と平成30年度分の見込み額を合わせまして594万円を追加計上しております。

次に、15ページの資本的収入につきましては、1項、1目、企業債において、第2条で説明しましたとおり、営業費用中の災害復旧費に充てるため、災害復旧事業債を600万円増額。

5項、1目、出資金では、収益的収入の他会計補助金における基準内繰入金を増額により、赤字補填分4,000万円を減額としております。

以上、簡単ではございますが、議案第86号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は12月6日午前9時に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 野口 正利

〃 署名議員 坂本 美智代